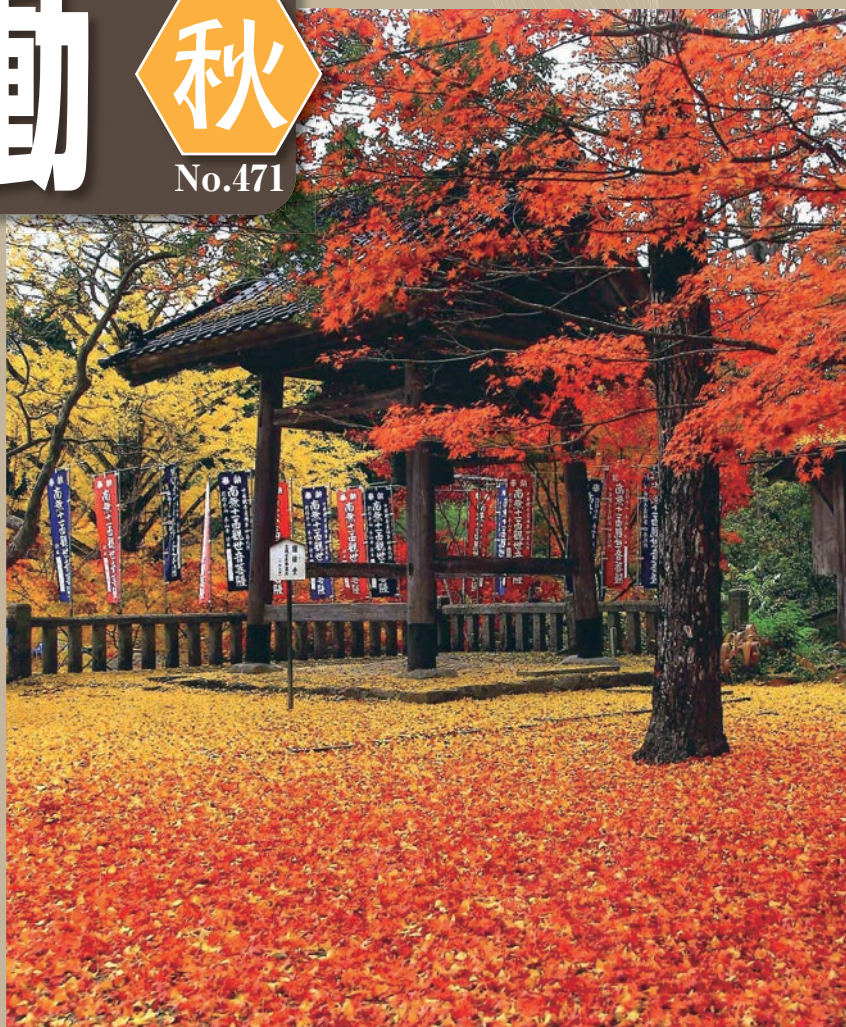


おかやま 労働

2015

秋

No.471



木山寺（真庭市木山）

目次

平成28年度県立高等技術専門学校入校生募集	2	「障害者採用準備セミナー」のお知らせ	9
おかやま ものづくりフェア 2015を開催します!!	3	第53回技能五輪全国大会の岡山県代表選手決定!	10
平成27年度岡山県職業能力開発促進大会のお知らせ	3	県労委の動き	10
新規学卒者等合同就職面接会を開催します!	4	岡山県最低賃金が改定されました	11
就職に関する疑問や悩みは…「おかやま若者就職支援センター」へご相談ください	4・5	労働者派遣法が改正されました	11
おかやま若者サポートステーションをご利用ください	5	平成28年1月から雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります	12・13
県内企業等へ就職する学生を応援するため岡山就職準備資金貸付制度を創設しました!	6・7	雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります	14・15
平成27年度キャリアアップ講座(津山 8日間コース)の受講者募集について	7	中小企業退職金共済制度	裏表紙
障害者雇用に取り組む事業主の皆様へ	8		

平成28年度県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、平成28年3月に中学校・高等学校を卒業予定の方、離転職者及び離転職者で身体に障害のある方を対象に、次の日程で平成28年4月入校生の募集を行います。(B1日程・B2日程)

◆募集訓練科・募集対象者◆ ※()内は訓練期間

◎高等学校卒業(予定者を含む)以上で、18歳以上30歳以下の方

※ただし、30歳を超え45歳以下の方でも受験が認められる場合があります。
詳しくは各専門校へお尋ねください。

【南部校】 精密機械科(2年)、環境設備工学科(2年)、溶接科(1年)

【北部校】 電気設備科(1年)、木造建築科(1年)

【美作校】 自動車工学科(2年)、自動車車体整備科(1年)

◎中学校・高等学校卒業(予定者を含む)、離転職者の方

【南部校】 総合左官科(1年)、塗装科(1年)、造園施工管理科(1年)

【北部校】 木工科(1年)

◎離転職者の方

【南部校】 アパレルビジネス科(6か月)

【北部校】 エクステリア科(6か月)、OA事務科(6か月)、
ケアサービス科(6か月)



◎身体に障害のある方

(離転職者で、障害の程度が訓練受講上支障とならない程度であり就労が可能な方)

【南部校】 オフィス事務科(6か月)

◆受付期間◆ 【B1日程】平成27年11月9日(月)～平成28年1月8日(金)

【B2日程】平成28年1月18日(月)～平成28年3月4日(金)

◆申込み先◆ 高等学校卒業予定の方……希望する訓練科の設置された専門校
上記以外の方………管轄の公共職業安定所(ハローワーク)

◆選考日◆ 【B1日程】平成28年1月23日(土)、〔1月24日(日)〕
【B2日程】平成28年3月14日(月)、〔3月15日(火)〕 ※〔 〕は面接予備日

◆問い合わせ先◆ 南部高等技術専門校(倉敷市新田3241) TEL 086-424-3311
北部高等技術専門校(津山市川崎953) TEL 0868-26-1125
北部高等技術専門校美作校(美作市安蘇345) TEL 0868-72-0453
岡山県庁労働雇用政策課 TEL 086-226-7387

ホームページ：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

『高等技術専門校』は、これから就職しようとする方、仕事を変えようとする方などが、職業に必要な専門的な知識や技能を身につけるための「職業能力開発施設」です！

おかやまものづくりフェア 2015を開催します!!



- ◆会場 コンベックス岡山 中展示場 〒701-0165 岡山市北区大内田675番地
 - ◆日程 平成27年11月28日(土)・29日(日) 2日間 10:00～16:00
 - ◆内容 県内の技能士会を中心に約30団体が、下記コーナーに参加します。
 - ① ものづくり体験コーナー
 - ② 職人の技実演コーナー
 - ③ 「現代の名工」等高度熟練技能者の作品展示
 - ④ 技能士等の作品展示、即売
 - ⑤ 技能の道に精進し国の荣誉を受章された方の紹介
 - ⑥ 技能士等の活動内容の紹介
 - ⑦ 技能検定等技能関連事業の紹介
 - ◆主催 岡山県職業能力開発協会(技能振興コーナー)〈厚生労働省委託事業〉
 - ◆協賛 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 岡山職業能力開発促進センター
中国職業能力開発大学校
- 岡山県
岡山県高等学校工業教育協会／岡山県高等学校農業教育協会
岡山県技能士会連合会

平成27年度岡山県職業能力開発促進大会のお知らせ

職業能力の開発・向上と技能尊重の気運を高めるため、毎年、「職業能力開発促進月間」の関連行事として開催しているもので、職業能力開発に携わる方々が一堂に会して、相互の連携を深めていただいています。

また、大会では、職業能力開発の促進等に功績があった個人や事業所、優秀技能者の表彰等を行う予定です。今回も「おかやまものづくりフェア 2015」との同日開催となりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

- 【開催日時】 平成27年11月28日(土) 11:00～13:00
- 【開催場所】 コンベックス岡山「国際会議場」(岡山市北区大内田675番地)
- 【主催】 岡山県、岡山県職業能力開発協会、岡山県技能士会連合会
- 【主な内容】 優秀技能者、技能士育成優良事業所、技能検定成績優秀者等の表彰

新規学卒者等合同就職面接会を開催します!

◆対象： ●平成28年3月高校・大学・短大・専修学校等卒業予定で、
まだ就職の決まっていない方

●平成25年3月以降に卒業の未就職者

◆日時：平成27年11月18日(水) 13:30～16:00

◆場所：岡山県総合グラウンド体育館
(ジップアリーナ岡山)

◆事前申込は不要、筆記用具を持参してください。

◆参加事業所は後日ホームページでお知らせします。

◆高等学校卒業予定の方は、学校引率になりますので、
学校と相談してください。



岡山県マスコット
ももっち



詳しくは、県庁労働雇用政策課 電話 086-226-7391
または、岡山労働局職業安定課 電話 086-801-5103

就職に関する疑問や悩みは…

「おかやま若者就職支援センター」へご相談ください

おかやま若者就職支援センターは、若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスを提供します。

就職に関する悩みや不安、職場での心配事など気軽に相談してください。

どこにあるの？

県内3か所に開設しています。

- | | | |
|-----------|--------------|----------------|
| (1)岡山センター | 岡山市北区本町6-36 | 第一セントラルビル1号館7階 |
| (2)倉敷相談室 | 倉敷市西中新田620-1 | 倉敷市市民活動センター1階 |
| (3)津山相談室 | 津山市山下92-1 | 津山圏域雇用労働センター1階 |

どんな人が利用できるの？

概ね40歳までの方にご利用いただいています。

求職中の方、在職中の方、いずれもOK!

センターではどんなことをしているの？

キャリアカウンセラーによるマンツーマンの職業相談、応募書類作成のアドバイス、
面接の練習、パソコンによる適性診断、

ハローワークに出されている最新の求人情報の提供、
就職に役立つ各種セミナー・イベント を行っています。

セミナー等情報(11月～12月)

※ 就職活動中の概ね40歳未満の若者を対象にしたセミナー

岡山会場：第一セントラルビル1号館 5階

●11/10(火) 10:00～15:00

●12/8(火) 10:00～15:00

倉敷会場：倉敷市市民活動センター 2階

●11/26(木) 10:00～15:00

お問い合わせ・お申し込みは・・・

おかやま若者就職支援センター

電話 086-236-1616 又は ホームページから。

<http://www.y-workokayama.jp/>



おかやま若者サポートステーションをご利用ください

「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない…」

「働きたいけど、コミュニケーションが苦手で…不安」

おかやま若者サポートステーション（サポステ）では、専門的な相談・カウンセリング、コミュニケーション訓練、就労体験などにより、働くことに悩みを抱えている無業状態の若者（15～39歳）の職業的自立を支援しています。まずは、お電話でご相談ください。

おかやま若者サポートステーション

岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館5階

電話 086-224-3038

※倉敷市、津山市にもサテライトを開設し、個別相談やセミナー等を行っています。

開所日：月～金曜日（祝日・お盆・年末年始を除く。）

開所時間：10:00～18:00（金曜日のみ20:00まで）

URL：<http://okasapo.roukyou.gr.jp/>

県内企業等へ就職する学生を応援するため 岡山就職準備資金貸付制度を創設しました!

岡山県では、県内の企業等に就職する学生に対し、就職の準備に必要な資金（引越費用、生活家電・スーツ等の購入費用など）の貸付けを行う金融機関に対して県が金利相当額を支払うことで、実質無利子で資金の借入れができる「岡山就職準備資金」の貸付制度を創設しました。

岡山就職準備資金の借入れを希望される方は、下記に記載した「岡山就職準備資金借入申請書」等申請書類を準備して、岡山県庁労働雇用政策課へ持参いただくか、郵送してください。

県は貸付要件を満たしている場合、受け付けを行います。

県が受付を行った借入申請書等書類一式を希望する取扱金融機関融資窓口にお持ちください。

◎岡山就職準備資金の概要

- 貸付額 30万円以上50万円以下（1万円単位）
- 貸付限度枠 200件
- 返済方法 元金均等払い
- 返済期間 36か月（6か月据置）
- 利息 無利子

【取扱金融機関】

- 中国銀行 本店・各支店（岡山県内外の支店）
- トマト銀行 本店・各支店（岡山県内外の支店）
- おかやま信用金庫 本店・各支店（岡山県内に限る）
- 津山信用金庫 本店・各支店（岡山県内に限る）
- 玉島信用金庫 本店・各支店（岡山県内に限る）
- 備北信用金庫 本店・各支店（岡山県内に限る）

【受付期間】

- 岡山県の受付期間
 - 持参の場合 平成28年1月4日（月）から2月29日（月）
 - 郵送の場合 平成28年1月4日の消印から2月29日必着
- 取扱金融機関の受付期間
 - 平成28年1月4日（月）から2月29日（月）

【貸付対象者】

次の要件をすべて満たす方が貸付対象者となります。

- 1 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る）の新規卒業（修了）予定者
- 2 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者
 - （ア）岡山県内に本店を置く企業等から採用内定を受けている者
 - （イ）岡山県以外の都道府県に本店を置く企業等から採用内定を受け、同企業等が岡山県内に置く事業所に勤務する予定である者
 - （ウ）国の就職内定者で岡山県内での勤務が予定されている者
 - （エ）岡山県内の地方公共団体の就職内定者（又は職員採用試験合格者）
- 3 岡山就職準備資金借入申請時点において、成年に達している者
- 4 岡山就職準備資金借入を利用したことがなく、かつ、利用申し込み中でない者
- 5 本事業による貸し付けを受けた者は、就職後の連絡先等の情報を県に提供することとし、県が実施する県内企業等への就職を促進する事業及びアンケート等へ協力することができる者

【貸付資金の用途】

貸付対象者が自身の就職準備のために使用する費用で、次の用途に該当することが必要です。

- 1 引越し費用または賃貸住宅の敷金、礼金及び不動産業者の紹介手数料
- 2 就職後の通勤に使用する交通用具（自動車、バイク等）の購入またはリースに係る費用（税及び自賠責保険料を含む。ただし、リースの場合は初期費用に限る。）
- 3 家電製品（日常生活において使用する家庭用電気製品で、趣味・娯楽的要素の強いものを除く。）、パーソナルコンピュータ、家具及び生活用品（消耗品を除く。）の購入費用
- 4 勤務・通勤に使用する被服等の購入費用
- 5 その他就職準備のために特に必要と認める費用

【資金借入申請に必要な書類】

資金借入申請には次の書類が必要になります。

- 1 岡山就職準備資金借入申請書
- 2 学生証（氏名、学校名、学部（研究科）・学科・コース、卒業（修了）年次が確認できるものに限る。）
- 3 企業等、国、地方公共団体からの採用（就職）内定通知書または採用内定証明書
- 4 成人に達している者の確認
運転免許証、各種健康保険証、パスポート、住民基本台帳カードなど、住所、氏名、生年月日が確認できる公的機関が発行した書類

詳細につきましては、岡山県労働雇用政策課ホームページをご覧ください。

URL <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

【問い合わせ先】 岡山県産業労働部労働雇用政策課 雇用対策班
電話 086-226-7391

平成27年度キャリアアップ講座（津山8日間コース）の 受講者募集について

岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）では、チャレンジ支援事業として、結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断し、再就職を希望する女性を対象に、就業に関する基礎知識やパソコンの基本操作等を学ぶ講座を実施します。

次のとおり講座の受講者を募集しますので、お知らせします。

【津山地区】

- 1 申込受付 平成27年10月30日（金）～11月13日（金）
受講申込書を郵便でウィズセンターへお送りください。
- 2 受講期間 平成27年12月2日（水）～12月12日（土）
期間内の水～土曜日の8日間 10:10～16:00
- 3 会場 津山男女共同参画センター「さん・さん」
（津山市新魚町17 アルネ・津山5階）
- 4 応募資格 結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断し再就職を希望する女性で
全期間（8日間）出席できる方
- 5 受講料 無料 但し教材費千円程度は実費負担
- 6 募集人数 15名（選考により決定）

送り先
お問い合わせ

ウィズセンター（岡山県男女共同参画推進センター）
〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ6階
【お問い合わせ先 TEL (086) 235-3307】

*共催 津山男女共同参画センター「さん・さん」
津山市新魚町17 アルネ・津山5階 TEL(0868)31-2533



障害者雇用に取り組む事業主の皆様へ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
岡山障害者職業センター

平成25年4月に障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、事業主の皆様の障害者雇用への関心はますます高まっています。

岡山障害者職業センターでは、障害者雇用の知識・経験を有する障害者職業カウンセラーが、事業主の皆様のニーズに合わせて助言及び支援を行っております。

岡山県全域を対象エリアとし、必要に応じて事業所訪問もいたします。どうぞお気軽にご相談下さい。

以下のような悩みや疑問はありませんか？

- ・ 障害者雇用の具体的な進め方が知りたい
- ・ 接し方や仕事の教え方が分からない
- ・ 職場で仕事が見つからない
- ・ 社員の理解促進を図りたい
- ・ 社員のサポート力を高めたい
- ・ 休職中の社員が職場復帰するために何をすれば良いか



○採用計画にかかる支援

労働条件や採用計画、配置について助言するほか、既存の職務を分析し、職務の再設計を支援します。

また、障害者雇用に関する社員への啓発・研修を実施します。

○職場定着にかかる支援（ジョブコーチ支援）

職場適応援助者（ジョブコーチ）が直接職場に出向き、障害者及び事業主の双方に具体的な支援を行います。

○職場復帰（リワーク支援）

うつ病等で休職中の方に対し、復職に向けてのウォーミングアップの場を提供することで円滑な職場復帰を支援するとともに、職場適応に向けた職場への助言などを行います。

○障害者雇用に関する情報提供

障害者雇用の好事例や、障害者雇用に関するノウハウをまとめたマニュアル等を提供しています。



詳細が聞きたい、具体的に相談したい等の場合、下記までお問い合わせください。
(相談は予約制ですので、お問い合わせの際にご確認ください。ご利用は無料です。)

○岡山障害者職業センター 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階
電話 086-235-0830

障害者雇用をお考えの事業主、企業のご担当者さま

「障害者採用準備セミナー」 のお知らせ

参加費
無料

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターでは、障害者を現に雇用している事業主や、これから障害者雇用をお考えの事業主の皆様を対象に、当センターの訓練についてご理解いただき、ご採用に繋げていただくためのセミナーを開催いたします。

セミナーでは、当センター修了生を雇用いただいた事業主様によるご講演や訓練生による成果発表、障害者雇用をテーマに参加者全員による分科会等を予定しています。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。

一部のみのご参加も可能ですので、障害者雇用にご興味、ご関心をお持ちの事業主様、ご担当者様のご参加をお待ちしています。

日時 平成27年11月17日(火) 10時～16時35分

会場 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
(加賀郡吉備中央町吉川7520)

参加費 無 料

内容

- ①訓練内容の説明及び見学
- ②障害者雇用の基礎講習
- ③発表 職業訓練の成果(訓練生)
- ④講演 「我が社における障害者雇用(仮)」
倉敷スクールタイガー縫製株式会社 代表取締役 吉井 一成 様
- ⑤分科会 テーマ「当社で障害者雇用を進めるためには」
- ⑥会社説明会
- ⑦企業と訓練生との個別相談会

お申し込み方法

当センターホームページの「最新情報(トピックス)」で参加申込書がダウンロードできますので、ご利用下さい。

<http://www.kibireha.jeed.or.jp/>

お問い合わせ等

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 職業指導課
TEL (0866)56-9002 FAX (0866)56-7636

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとは

障害者を対象とする職業訓練校です。

訓練内容や訓練生の求職情報等についてもホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

また、在職中の方(休職者含む)への訓練や障害者雇用についての相談も行っていますのでご希望される方はご連絡下さい。

第53回技能五輪全国大会の岡山県代表選手決定!

第53回技能五輪全国大会に出場する岡山県代表選手が決定しました。
選手選考会で優秀な成績を挙げ、県代表となった選手の活躍が期待されます。
ぜひ、岡山県選手の活躍を現地で応援してください。

開催日：平成27年12月4日(金)～12月7日(月)

開催場所：幕張メッセ(千葉市) 他12会場

ホームページ：<http://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/zenkoku/index.html>

<出場選手>

職種名	氏名	性別	所属名
曲げ板金	石岡 雅之	男	三菱自動車工業(株)水島製作所
	廣政 恵介	男	(同上)
配管	牧田 和晃	男	岡山県立南部高等技術専門校
	下川 真史	男	(同上)
洋裁	高木 千明	女	学校法人貝畑学園 専門学校岡山ビジネスカレッジ
	丸山 真菜美	女	アトリエ・PUCHI 岡本洋裁教室
西洋料理	内田 千尋	女	ANAクラウンプラザホテル岡山
造園	青井 美貴	女	(株)岡山フラワーサービス
	藤原 あかね	女	(株)中山桂翠園
日本料理	原田 聖大	男	学校法人本山学園 西日本調理製菓専門学校
とび	仁科 寿	男	(株)ハヤブサコーポレーション

県労委の動き

H27年6月1日～H27年8月31日

不当労働行為救済申立事件

- 平成26年第1号事件 (不誠実団体交渉)
平成27年6月9日 第1回和解協議
平成27年7月14日 第2回和解協議 (打ち切り)
平成27年8月19日 終結 (命令交付)
- 平成26年第2号事件 (支配介入)
平成27年7月3日 第3回調査、第1回和解協議
- 平成26年第3号事件 (支配介入)
平成27年6月24日 第2回調査、平成27年第1号事件を併合
- 平成27年第1号事件 (不誠実団体交渉、支配介入)
平成27年6月24日 第1回調査、平成26年第3号事件に併合

調整事件

- A株式会社争議 (平成27年第1号事件)
〈調整事項〉定期昇給の実施外
平成27年6月17日 第1回あっせん
平成27年7月31日 第2回あっせん (解決)
- B株式会社争議 (平成27年第2号事件)
〈調整事項〉雇止めの撤回、雇用の継続
平成27年7月7日 組合からあっせん申請 (係属中)

個別的労使紛争事件

- A株式会社事件 (転勤命令の取消等)
平成27年6月10日 第1回あっせん
平成27年7月10日 申請者への実情調査 (打ち切り)
- B有限会社事件 (解雇理由の訂正等)
平成27年8月7日 労働者からあっせん申請 (係属中)

～ 労使紛争に係る問い合わせ、相談は労働委員会へ～

岡山県労働委員会事務局

〒700-8570
岡山市北区内山下2-5-7 丸の内会館2階
電話 086-226-7563

岡山県最低賃金が改定されました。

時間額 **735 円**

発効日 平成27年10月2日

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

お問い合わせ先：岡山労働局労働基準部賃金室（086）225-2014

労働者派遣法が改正されました 施行日平成27年9月30日

派遣労働という働き方、及びその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とする考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正されました。

主な改正点

I 労働者派遣事業を許可制に一本化

施行日以後、一般労働者派遣事業（許可制）／特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となります。

※経過措置や配慮措置が設けられました。

II 期間制限のルールが変わります。

現在の期間制限を見直し、施行日以後に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して次の2種類の期間制限が適用されます。

① 派遣先**事業所**単位の期間制限（3年間）

② 派遣労働者**個人**単位の期間制限（3年間）

※経過措置や例外措置が設けられました。

III 派遣元事業主に新たに課される内容ができました

- ・雇用安定措置の実施
- ・キャリアアップ措置の実施
- ・均衡待遇の推進
- ・派遣元管理台帳に記載する事項の追加（雇用期間や教育訓練内容等）

派遣先には？

- ・キャリアアップ支援に必要な情報の提供
 - ・派遣終了後、労働者の雇入れ努力義務
 - ・正社員募集情報の提供義務
 - ・労働者の募集情報の提供義務
- などがあります。

IV 労働契約申込みみなし制度の施行 平成27年10月1日施行

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

みなし制度の対象となる違法派遣

- ①派遣労働者を禁止業務に従事させること
- ②無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受けること
- ③事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること
- ④個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること
- ⑤いわゆる偽装請負等

※派遣先が善意無過失である場合を除きます。

お問い合わせ先 岡山労働局 需給調整事業室
☎ 086-801-5110

厚生労働省のホームページに改正法に関する資料を随時掲載しています。

労働者派遣法 平成27年改正

検索

事業主の方へ

平成28年1月から 雇用保険の届出にはマイナンバーの 記載が必要となります

1. マイナンバー制度の概要

- ◆ 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆ 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆ 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆ 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆ 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆ 雇用保険業務においては、
 - ・平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
※ ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。
- ◆ 様式一覧（事業主提出用）
 - ① 雇用保険被保険者資格取得届、② 雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
 - ③ 高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書※
 - ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※ ⑤ 介護休業給付金支給申請書※
 ※ 事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

<個人番号の記載が必要となる様式の例>

※ 様式案は現時点(27年7月)版です。また、裏面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。

● 雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※外国人の氏名のアルファベット表記など、今後様式の変更があります。

● 高齢雇用継続給付受給資格確認票・ (初回) 高齢雇用継続給付支給申請書 (※) (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損^{きそん}の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。
※詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用できる番号です。

- ◆雇用保険業務において、
 - ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- ◆様式一覧（事業主提出用）
 - ①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届
 ※下面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。なお、個人事業主の場合は記載の必要はありません。

5. 電子申請による届出

- ◆個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。
（郵送の場合は書留郵便による届出が原則）
- ◆電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひ、この機会にご利用をお願いします。

電子申請 事前準備マニュアル

<マイナンバー制度の詳細とお問い合わせ先>



制度の詳細

- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・雇用保険手続の届出様式案
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー



制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター **0570-20-0178**
 （平日9時30分～17時30分）
 （土日祝日・年末年始を除く）

平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。詳細については、追ってご案内します。

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

Point 1

雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること
例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること
- ◇合理的配慮に応じた措置をとること
（その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること）
例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること
など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Point 2

合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

＜募集・採用時＞

- ◆ 視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆ 聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

＜採用後＞

- ◆ 肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆ 知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆ 精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、**障害者と事業主とよく話し合った上で決めていただく必要があります。**

合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との**相互理解**の中で提供されるべきものです。

Point 3

相談体制の整備、苦情処理
紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

ちゅうたいきょう
中退共制度は中小企業に向けた国の退職金制度です。



有利

掛金は全額非課税
手数料なし

カンタン管理

社外積立型だから
手間いらず

退職金制度を
考えませんか!?

安心・確実

掛金の一部を
国が助成

パートさんや家族従業員も加入できます。



ちゅうたくん きょううちやん

ホームページと動画配信中! 「中小企業の強い味方! 中退共制度」

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211



制度についてのご相談は下記コーナーでも承っております。

中退共 名古屋コーナー TEL. 052-856-8151 FAX. 052-856-8155
中退共 大 阪コーナー TEL. 06-6536-1851 FAX. 06-6536-1850

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

再生紙を使用しています

岡山県 産業労働部労働雇用政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL086-226-7387 FAX086-224-2130